



DOING BUSINESS IN FRANCE 2018

BOOKLET 2

WELCOME TO FRANCE

A GUIDE FOR INCOMING TALENT

外国人従業員の
フランス赴任を歓迎

フランスには2万社を超える外国企業が進出し、200万人近くの従業員を雇用しています。我が国のビジネス環境の質を言い表すのにこれよりも優れた証言があるでしょうか？ 2015年、フランスは雇用創出につながる外資系企業の進出プロジェクト数で欧州第3位、製造業で見れば欧州第1位と、ビジネス国として高い魅力を維持しています。

世界に対して開かれ、あらゆる才能ある人材を受け入れるフランスは、本土に拠点を置き事業を展開するすべての投資企業に最高の受け入れ環境と支援を提供することを自らの義務として課しています。本紙 Doing Business は、こうしたホスピタリティ精神の一環を成すものです。投資企業の皆様に、外資系企業の子会社がフランスに進出して活動を行う際に必要となる法律、税金および社会保障上の案件で情報を提供することを使命として出版されました。

毎年改訂される本紙は、昨今、ビジネス環境の向上を図るために実施された一連の改革事項が含まれています。

2017年版では、海外から優秀な人材を受け入れるための以下2点の主要な改革が含まれています：

- パスポートタランの導入:投資家、外国企業経営者、起業家、企業役員とその家族を対象とする複数年有効な滞在許可証
- 外国人従業員に適用される税優遇措置が8年間に延長

さらに、フレンチテックプログラム(フレンチテックチケットなど)のためにフランスへ入国する投資家、企業従業員専用の手続き、フレンチテックビザが導入されました。

そして、フランス貿易投資庁-ビジネスフランスは、ウェブサイトWelcome to Franceを立ち上げ、フランス入国に関する一連の手続きについて、情報提供を行っています。

カロリーヌ・ルブシェ(Caroline Leboucher)
フランス貿易投資庁-ビジネスフランス 投資部門 COO

1	フランスに入国し、滞在し、就労する	
	フランスに入国：ビザの取得	06
	滞在許可証と就労	07
	早見表.....	12
2	社会保障	
	フランスの社会保障制度への加入	15
	フランスの社会保障制度への加入が免除されるケース	15
3	税制	
	税務上の居住地の決定	16
	税務上の居住者に対する課税	16
	在仏外国人従業員のための特別免税制度	17
	税務上の非居住者に対する課税	17
	付録	
	チェックリスト	19
	Welcome to France	20
	関係機関	21
	フランス貿易投資庁-ビジネスフランスのネットワーク	22

外国の投資家、起業家、企業役員・幹部にとって 魅力ある進出先フランス

断固とした開放政策にもとづき最近導入された措置により、フランスは、外国の投資企業、起業家、新設企業（スタートアップ）、企業役員・幹部にとって最適な進出先となっています。

フランス政府は外国人赴任者に対する優遇措置を導入し、企業がスキルを持つ従業員をフランス国内に派遣し、またグループ内での派遣を促進する支援を行っています。この結果として、2016年末には、外国人従業員とその家族の融合を確実なものにし、国土の魅力に貢献するという2つの目標をもって、複数年有効の滞在許可証の発行が一般化されました。

企業は、優れた社会保障制度と二カ国間社会保障協定による緊密な連携により、自社従業員に最適な労働条件を提供することができます。さらに、欧州でも最も有利なものひとつとなっている魅力的な外国人従業員向け税優遇措置により、フランス赴任に伴うコストも軽減することができます。

自社従業員をフランスに派遣または赴任させることを希望する外国企業にとっての主要な課題は、最適な赴任条件、最も効果的な社会保障、そして、最も有利な税制を定めることです。

こうした題材について、雇用者とフランスに派遣される外国人は、協調して、外国人従業員とその家族のフランス定住を成功させるための手続きを前もって知っておく必要があります。

外国人従業員とその家族のフランスへの定着を容易にするために、ビジネスフランスは、こうした方々向けの情報サービスを設置しています。

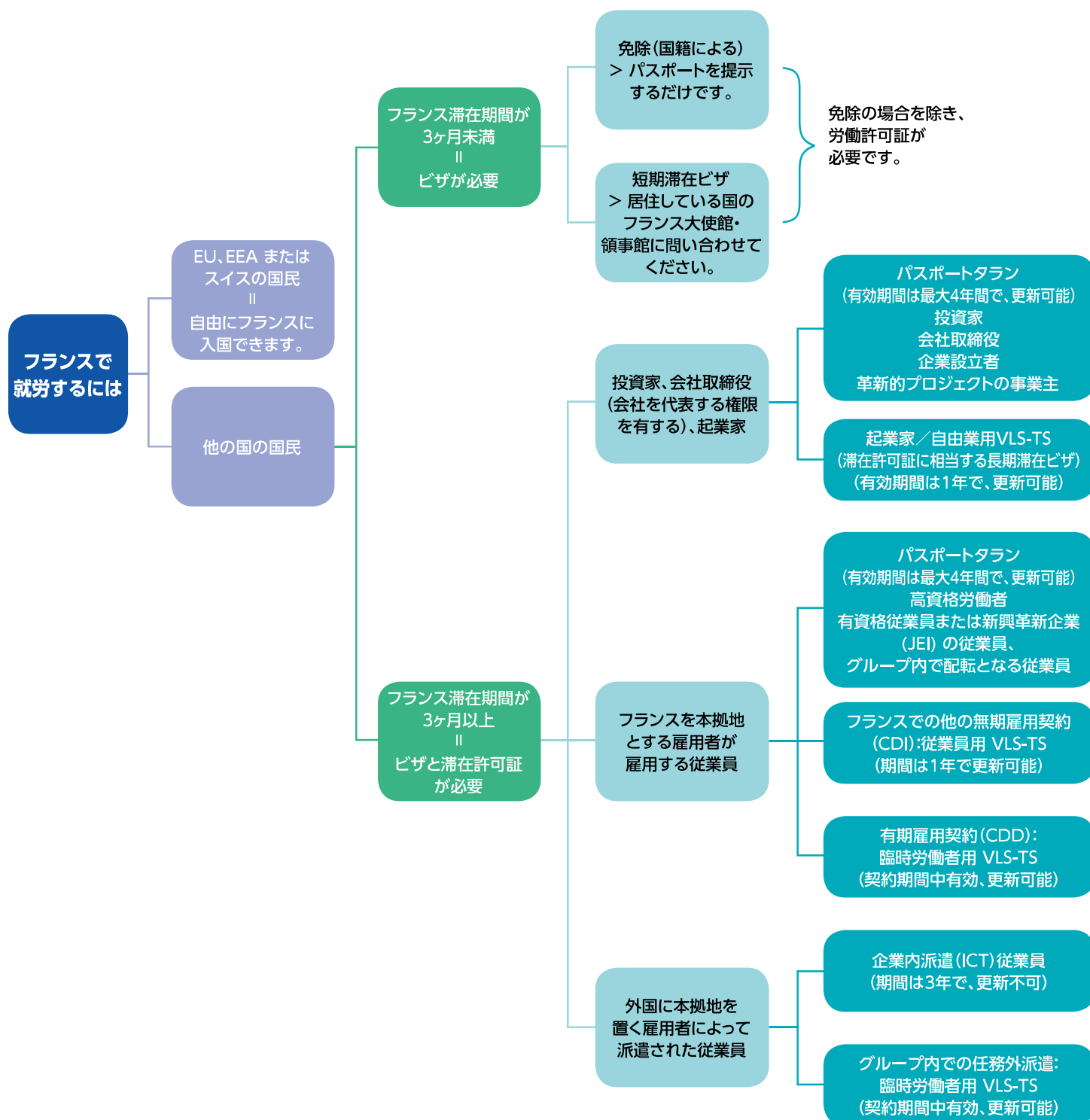
2017年2月に開設された Welcome to France のウェブサイトは、カスタマイズされた情報提供により、フランス赴任のための主要な手続きについての指針を提供することを目的として開設されました。

最新の取り組みである「フレンチテック・ビザ」は、フランスの「テック」業界のエコシステム（ビジネス生態系）に適した「パスポートタラン（passeport talent）」（複数年有効な滞在許可証）の発行専用の手続きです。

フランスに入国し、滞在し、就労する



フランスに入国し、滞在し、就労するためにはどうすればよいか？ どのような赴任条件が最も適しているか？
外国企業の従業員・役員、その家族が最良の条件で滞在できるようにするため、フランス赴任の前に把握しておくべき事項です。



フランスへ入国:ビザの取得

EU、EEA（欧州経済地域）およびスイス出身の外国人は、**ビザ、滞在許可証または労働許可証なしで、自由にフランス国内を往来したり、フランス国内で就労したりすることができます。**これらの外国人が必要な手続きは、到着後3ヶ月以内に居住市町村の役所において登録することだけです。

ビザは、その所持者がフランスの国土に入り、シェンゲン圏内を往来し、定められた期間についてフランス国内に滞在することを許可します。

ビザは、原則として、その所持者がフランス国内に入国することのみを許可します。フランスの国土上に長期にわたって滞在し、就労するためには、労働許可証に相当する滞在許可証が必要です。

短期滞在ビザ：「シェンゲンビザ」

訪問者の国籍による免除（※）の場合を除き、出張、観光または余暇のための旅行には短期ビザが要求されます。（※**日本国籍の場合、シェンゲンビザは不要です。**）

このビザの取得者は、**シェンゲン圏の26ヶ国**（ブルガリア、ルーマニア、キプロス、クロアチア、アイルランド、英国を除くEUおよびEEA加盟国）全体において往来が可能です。

滞在期間：短期ビザは、**180日の期間毎に最大90日**の期間について発行可能です。このビザは、1回だけの入国用の場合と、フランスおよび/またはシェンゲン圏に複数回入国できるもの（**往来ビザ visa de circulation**）場合があります。往来ビザは、とりわけ、フランスに居住せずにフランスにおける取引関係を維持したいビジネスマン用のものです。このビザには、**1年から5年**の有効期間で発行されるという特徴があります。フランスで正当な職業活動を行っている人が往来ビザを取得すれば、フランスに入国するたびにビザを申請する必要がなくなります。

往来ビザの所有者についても、**国土上での最大滞在期間は、180日の期間毎に90日**のままです。

手続き：申請は、当該外国人の通常の居住国のフランス大使館または領事館で行う必要があります。

職業活動の実施（外国人従業員に固有のケース）：外国人従業員の短期出張の場合、短期滞在ビザだけでは、その所持者に対して、労働許可の取得が課せられる可能性のある活動、すなわち賃金労働活動を行うことは許可されません。企業がフランスでの3ヶ月未満の業務のために外国人従業員の派遣または受け入れを望む場合にこのような労働許可が必要かどうかを判断するためには、滞在理由を検討する必要があります：

出張としての滞在（顧客訪問や単発的な会議などに出席するため）：国籍による特例を除き、**短期滞在ビザで十分です。**

短期間の任務を遂行するためのフランス滞在（フランス企業に対する研修、指導、技術援助など）：ビザのほか、原則として、一時労働許可証（autorisation provisoire de travail）が必要になります。一時労働許可証の承認の判定は、申請者が受け入れ先企業の指示に従って、役務を提供できるか、効果的に参画できるか等を考慮して行われます。

しかしながら、下記のいずれかの分野において3ヶ月以下の期間中に職業活動を営む外国人従業員に対しては、上記の一時労働許可証の取得は免除されます：

- スポーツ、文化、芸術および学術的イベント
- 職業上のシンポジウム、セミナーおよび見本市
- 映画、オーディオビジュアル、興行および録音作品の制作および配給
- ファッションおよび芸術モデル業
- フランス滞在期間中の個人雇用主の個人用サービス提供者および家庭内労働者
- サービス提供またはグループ内異動契約の枠内でのIT、経営、財務、保険、建築およびエンジニアリングの監査および助言業務
- 招待教員が臨時的に行う教育活動
- フランス人の夫または妻、フランス人の子供の両親、「私的・家族生活」一時的滞在許可証を所持する外国人労働者の近親者

滞在期間の延長：短期滞在ビザが失効した場合には、**フランスの国土上でこれを更新することはできず**、フランスの国土を離れなければなりません。

長期滞在ビザ

90日を超える滞在の場合には、申請者の居住国のフランス大使館・領事館に**長期滞在ビザ**を申請する必要があります。このビザの所持者は、フランス到着後に滞在許可証を申請することができます。

有効期間：長期滞在ビザの有効期間は**3ヶ月**であり、このビザの所持者はこの期間中に滞在許可証の発行の申請を行わなければなりません。

手続き：長期滞在ビザの申請は、当該外国人の通常の居住国のフランス大使館・領事館で行う必要があります。県庁における滞在許可証発行申請は、申請者が、**フランスに到着後速やか**に行わなければなりません。

滞在許可証と就労

申請すべき滞在許可証は、賃金労働活動であってもそうでなくとも、当該外国人がフランス国土上で行う活動によって異なります。

予定滞在期間が12ヶ月未満の全ての滞在については、大使館・領事館が、滞在理由に応じた「滞在許可証に相当する長期滞在ビザ(VLS-TS)」を発行します。

この VLS-TS は、フランスへの入国を許可するだけでなく、滞在許可証を申請しなくても、**3ヶ月を超え12ヶ月未満の期間**について申請者の居住を許可します。場合により、VLS-TS は、国土上での賃金労働者としてあるいは非賃金労働者としての就労を許可します。VLS-TS の所持者の家族も、フランスに入国して滞在することができます。滞在期間を延長するためには、滞在許可証の取得が必要となります。

12か月を超える滞在用に、2016年11月1日から新しい複数年有効な滞在許可証が導入されています。

「パスポートタラン」と「企業内派遣ICT」滞在許可証とによって、フランスにおける外国人従業員の滞在権が確実なものとなり、フランスは、外国人投資企業、起業家、役員・幹部にとって最適な進出先となっています。

「フレンチテック・ビザ」は、フランスの「IT」業界向けの手続きであり、この活力あるエコシステムの起業家、経済的投資家および従業員がこの複数年有効な滞在許可証を利用し易くすることを目的としたものです。

パスポートタラン

外国の投資家、起業家、企業役員および従業員は、フランス滞在理由に固有の資格条件を満たす場合には、複数年有効な「パスポートタラン(Passeport talent)」滞在許可証を取得することができます。

有効期間：4年。更新可能。

手続き：長期滞在ビザおよび滞在許可証の申請は、申請者の通常の居住国のフランス大使館または領事館において、フランス到着前3ヶ月以内の期間中に行う必要があります。

これらの人々は、**フランス国土に到着後速やかに**、そのフランスでの居住地の県庁において「パスポートタラン」滞在許可証の発行を申請しなければなりません。

職業活動の実施：「パスポートタラン」の所持者は、規制対象の職業の場合には必要な免状の取得を条件として、商業、工業または賃金労働職業活動のいずれであっても、滞在許可証の発行理由となった職業活動を実施することができます。

滞在期間の延長：更新申請は、滞在許可証の**失効前2ヶ月の期間内**に、居住地の県庁において、申請者がその滞在許可証の発行条件を満たし続けていることを証明する書類を提示して行わなければなりません。

フランスに連続して5年間正規に居住した場合には、居住者カード(carte de résident)を申請することができます。このカードにより、**10年間滞在し**、あらゆる職業活動を実施することが許可されます(更新可能)。

同行家族：「パスポートタラン-同行家族(Passeport talent-Famille)」の滞在許可証の申請を行った配偶者には、この滞在許可証が発行されます。この滞在許可証により、当該外国人派遣者が所持する滞在許可証の有効期間中、フランスに滞在し、あらゆる職業活動を実施することが許可されます。



投資家、起業家 および 会社役員

- フランス国内で3万ユーロ以上の投資を証明する経済投資家
- 革新的経済プロジェクトの事業主である企業設立者
- フランス国内の企業の会社取締役または法的代表者
- 3万ユーロ以上の出資を証明する企業設立者

従業員

- 有資格従業員または新興革新企業(JFI)の従業員
- 高資格労働者(EUブルーカード)
- フランスの契約を締結し、グループ内で配転となる派遣従業員

その他の カテゴリー

- 研究者、演技者・演奏者、科学、文学、芸術、知性、教育またはスポーツの分野で国際的または国内的に有名な外国人

フランス国内で投資して、商工業活動を営む

4種類の「パスポートタラン」が外国企業の役員、起業家、投資家向けに発給されます。

TALENT PASSPORTS

**法定代表者／役員
(MANDATAIRE SOCIAL)**

フランスで法的代表者(会社取締役)に就任する外国人に「パスポートタラン」滞在許可証が発行されます。

会社取締役とは、企業の経営にかかわるすべての行為においてフランス国内で会社の代表者になるために委任された自然人で、とりわけ人事管理と社会法の分野において、株主、労使パートナー、第三者に対して責任を負いません。

企業の意思決定権限をもち会社取締役の資格を有する人々には以下が該当します：

- SARL (有限会社) の幹部
- SA (株式会社) 又はSAS (単純型株式会社) の代表取締役社長
- フランス国内の外国法人を指揮する権限を持つ個人 (支店または駐在員事務所の代表者)

TALENT PASSPORTS

**投資家
(INVESTISSEUR ÉCONOMIQUE) +3万ユーロ**

自らの投資を継続するためフランスに居住する意思を持ち、フランス国内で直接的な経済的投資を行う外国人には「パスポートタラン」滞在許可証が発行されます。

単なる金銭投資の場合には、フランスに居住する必要はなく滞在許可証の対象となりません。この場合には、往来ビザと呼ばれる複数回入国用短期滞在ビザで十分でしょう。

プロジェクトの経済的有効性について、フランスでの活動を予定している場所の DIRECCTE に意見を求めることが可能です。

FRENCH TECH VISA

「フレンチテック」プログラムに関する投資家およびビジネスエンジェルも、この滞在許可証を取得する資格があります。

"French Tech Visa for Investors"
= 「経済的投資家」パスポートタラン

この手続きに関する詳しい情報については、French Tech Visa のウェブサイトをご参照ください。

TALENT PASSPORTS

**起業家
(CRÉATEUR D'ENTREPRISE) +3万ユーロ**

フランスに企業を設立するプロジェクトの事業主である外国人は、企業プロジェクトへの 3万ユーロの出資を条件として、「パスポートタラン」を取得できます。

企業設立プロジェクトは、さまざまな形態を取る場合があります：

- 個人名での企業の設立
- フランス法のもとでの会社設立
- フランス法のもとでの外国企業の仏子会社設立
- 外国法人の事業所の設立

プロジェクトの経済的有効性について、フランスでの活動を予定している場所の DIRECCTE に意見を求めることが可能です。

TALENT PASSPORTS

**革新的プロジェクト発案者(スタートアップ)
(PORTEUR D'UN PROJET ÉCONOMIQUE INNOVANT)**

公的機関に認められた革新的プロジェクトをフランスで展開する意思を証明した外国人に「パスポートタラン」滞在許可証が発行されます。

FRENCH TECH VISA

「フレンチテック・チケット」受賞者、フレンチテックのインキュベーターまたはアクセラレーターが選定したスタートアップ設立者も、本滞在許可証の対象となります。

"French Tech Visa for Founders"
= 「革新的経済プロジェクト事業主」パスポートタラン

この手続きに関する詳しい情報ならびにフレンチテックプロジェクトに参画しているインキュベーターのリストについては、French Tech Visa のウェブサイトをご参照ください。

上記のパスポートタランが取得できない場合にも、フランスに居住して1年間活動を行うことのできる(条件付きで更新可能)「**起業家／自由業 (Entrepreneur/Profession libérale) VLS-TS**」の発行を求めることができます。

フランスで賃金労働活動を行う

フランス国内の雇用者が採用する従業員


**高資格労働者:「EU ブルーカード
(CARTE BLEUE EUROPÉENNE)」**

非常に高度な技術を持つ労働者に対してフランスの魅力
を高めるため「パスポートタラン」滞在許可証が発行され
ます。本滞在許可証は、以前の「EU ブルーカード」にとっ
てかわるものです。

EU の他の加盟国が認めたEU ブルーカード (CBE) の保
有者で、その加盟国に18ヶ月以上滞在した者は、フランス
入国後1ヶ月以内に申請を行えばこの滞在許可証の発行
を受けることができます。



Pass French Tech プログラムに参画する
スタートアップ スケールアップの従業員も
本滞在許可証の対象となります。

**"French Tech Visa for Employees"
= 「EU ブルーカード」パスポートタラン**

この手続きに関する詳しい情報やPass French Tech
の取得資格基準については、French Tech Visa の
ウェブサイト参照してください。


**グループ内で配転となる従業員用:
「派遣従業員 (SALARIÉ EN MISSION)」**

企業グループ内の異動は頻繁に行われており、この「パス
ポートタラン」滞在許可証によってこうした異動が容易に
なります。

同一企業グループに属するフランス企業にフランス法の
雇用契約で雇われ、業務を行う予定の外国人従業員に発
行されます。


**有資格従業員または新興革新企業 (JEI) 従業員
(SALARIÉ QUALIFIÉ OU SALARIÉ D'UNE JEUNE ENTREPRISE INNOVANTE)**

修士および類似資格と同等以上の資格授与権限を国内で
与えられた高等教育機関で免状を取得した**有資格従業員**
は、「パスポートタラン」による有利な措置の特典を受け
ることができます。

これに関して認められる免状は以下のものです:

- 職業学士 (Licence professionnelle)
- (グランゼコール評議会により授与された) 特別修士
(Master Spécialisé) または理学修士 (Master of
Science)
- 修士資格と同等以上

新興革新企業 (JEI) の従業員も「パスポートタラン」の取
得資格を有します。スタートアップ企業を後押しすること
で国家の魅力向上につなげる措置です。

雇用者がJEI の資格の証明し、外国の申請者が、管轄領
事館に提出する長期滞在ビザおよび「パスポートタラン」
の申請書類にこれを添付しなければなりません。JEI 資格
に関する詳しい情報については、付録1を参照してくださ
い。



Pass French Tech プログラムのメンバーの
新設企業 (スタートアップ) または
スケールアップの従業員も
この滞在許可証の対象となります。

**"French Tech Visa for Employees"
= 「有資格従業員または新興革新企業 (JEI)
従業員」パスポートタラン**

この手続きに関する詳しい情報、
Pass French Tech の取得資格基準につい
ては、French Tech Visa の
ウェブサイト参照してください。

外国の雇用者によって派遣される従業員



企業内派遣 (ICT) 滞在許可証

グループ内の異動またはサービス提供の枠内で派遣される従業員専用の滞在許可証

労働者の派遣は、通常フランス国外に拠点をもち雇用者が、フランスで実施すべき明確な任務を従業員に与えるケースを対象としています。

外国に拠点がある雇用者と派遣従業員との雇用契約は派遣期間中も維持され、派遣従業員はこの雇用者から指示を受け、また、この雇用者が派遣従業員の任務の実行の管理権限、更には、任務における怠慢の場合に処罰を科す権限を有します。

労働法典に定められている派遣のケースは次の通りです：

- サービス提供
- **グループ内異動**
- 臨時労働のための従業員配置
- 自社事業

グループ内異動の際に、**フランス以外に拠点をもち雇用者によってフランスに派遣され、その元の雇用契約が維持される従業員**には、「パスポートタラン」の取得資格がありません。

これらの派遣従業員は、当該企業グループ内の勤続期間ならびに報酬額の条件により、他の複数年滞在許可証を取得することができます：

- 「**企業内派遣ICT (Salarié détaché ICT)**」 滞在許可証、あるいは、
- 他の EU 加盟国によってその従業員に「**企業内派遣ICT**」 滞在許可証が発行されている場合には、「**企業内異動派遣ICT (Salarié détaché mobile ICT)**」 滞在許可証

フランスへのあらゆる派遣の際、外国に拠点をもち雇用者は、必ず労働省のオンラインサービス "Sipsi" を用いてペーパーレスで「**派遣事前届 (Déclaration préalable de détachement)**」を行わなければなりません¹。

二か国間の社会保障条約が存在する場合には、渡仏に先立ち出身国の管轄機関にて、社会保障用派遣証明書も申請しなければなりません。この書類は、派遣される従業員が、元の社会保障制度に加入し続けていることを証明するものです。

派遣の状況は本質的に臨時のものであり、従業員の任務が終了すると、派遣従業員は元の企業での業務を再開することになります。

有効期間:期間は、3年を限度として (**更新不可**)、任務の期間と同じです。

手続き:申請は、当該外国人の居住国のフランス大使館または領事館において行う必要があり、この申請は、フランスへの到着日の**3ヶ月前**から行うことができます。

条件を満たす者は、有効期間が3ヶ月で、対応する滞在許可証の発行を要求する権利をその所持者に与える「**企業内 (異動) 派遣ICT**」長期滞在ビザでフランスに入国します。

申請者は、**フランスに到着後速やかに**、フランスでの居住地の県庁において、滞在許可証の発行を申請しなければなりません。

賃金労働活動の実施:この複数年有効な滞在許可証は、労働許可証に相当するものであり、この許可証の発行理由となった賃金労働活動を営むことを許可します。

滞在期間の延長:フランスでの合計滞在期間は (**ビザ、初回申請および更新を含んで**) **3年を超えることはできません。**

この3年の期間中のあらゆる更新申請は、当該滞在許可証の発行条件を満たしていることを条件として、滞在許可証の失効前2ヶ月の期間内に県庁に提出しなければなりません。

同行家族:「**企業内派遣ICT - 同行家族 (Salarié détaché ICT - Famille)**」または「**企業内異動派遣ICT - 同行家族 (Salarié détaché mobile ICT - Famille)**」の申請を行った配偶者には、当該外国人従業員が保有する滞在許可証の有効期間中、フランスに滞在し、あらゆる職業活動を行うことを許可するこれらのいずれかの滞在許可証が発行されます。

¹ 2018年1月1日からは、それぞれの派遣届には40ユーロの料金が必要になります (6ヶ月間有効)。

滞在許可証の申請方法 (パスポートタランおよび企業内派遣ICT滞在許可証)

1. 

受け入れ会社または雇用元の会社と共に、外国人従業員用のビザおよび滞在許可証申請書類を準備

2. 書類の提出
フランス到着の3ヶ月前


大使館
居住国のフランス大使館または領事館
審査期間: 10~30日

3. 

フランス到着後に滞在許可書の取得が可能になるビザの発行

6. 

滞在許可証の発行

5. 滞在許可証発行の申請
フランス国内の居住地の
県庁または支庁


県庁
審査期間: 1~2ヶ月

4. 

フランス到着

滞在許可証の申請方法 (パスポートタランおよび企業内派遣ICT滞在許可証以外)

1. 

フランスの受け入れ会社がDIRECCTEに労働許可証を申請


2. DIRECCTE
↓
大使館

DIRECCTE による労働許可証の発行、DIRECCTE が、外国人申請者の管轄大使館・領事館にこれを送付

3. 外国人がフランス大使館または領事館にてビザならびに労働許可証を申請


大使館

7. 県庁にて滞在期間の延長を可能にする滞在許可証を申請


県庁

6. 健康診断および1年間のビザの承認のために OFII (フランス移民局) との面会予約。

健康診断および1年間のビザの承認のために OFII (フランス移民局) との面会予約。

5. 

フランス到着

4. 

ビザの発行

投資家、経営幹部、企業設立者、スタートアップ起業者

地位/役職	ビザ・滞在許可証	滞在可能期間	適用基準	申請方法	補足の手続き	労働許可	同行家族
投資家	長期ビザ + 「経済的投資家 (Investisseur économique)」 パスポートタラン 滞在許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- 30万ユーロ以上の有形または無 形固定資産への投資の実施 - 直接投資、あるいは、その投資家 が 資本の30%以上 を保有する会 社を介した投資 - 投資の受益者である会社の 資本 金の10% 以上を保有 - 投資後4年間での雇用創出およ び/または保護、あるいは、その 約束	初回申請:居住国の大使館・領 事館 プロジェクトについての意見 を聞くために 大使館・領事館 は、任意にDIRECCTE (Pôle 3E)に問い合わせることがで きる。 更新:フランス国内の居住地の 県庁	なし	該当せず*	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は投資家本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 あらゆる職業活動の実 施。
フランスの会社の 取締役または法的 代表者	長期ビザ + 「会社取締役 (Mandataire sociale)」 パスポートタラン 滞在許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- グループの事業所または企業 内で従業員または会社取締役と して 3ヶ月間以上勤務 - 2017年1月1日現在の報酬額が、 フランスの年間法定最低賃金 (SMIC)総額の3倍以上、すなわ ち、 53,289.60 ユーロ以上 - フランスに設立されている事業所 または会社の法的代表者として の有効な任命	申請:申請者の居住国の大使 館・領事館 更新:フランス国内の居住地の 県庁	なし	該当せず*	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は取締役本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 あらゆる職業活動の実 施。
企業設立者	長期ビザ + 「企業設立者 (Créateur d'entreprise)」 パスポートタラン滞在 許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- 修士資格または同等の資格以上 の免状を所持しているか、5年以 上の類似レベルの職業経験を証 明できること。 - フランスにおいて経済的に実行 可能な 実際の且つ誠実な企業設 立プロジェクト が存在しているこ と。 - 企業プロジェクトへの 3万ユーロ 以上の投資 - 2017年1月1日現在でフランス の法定最低賃金(SMIC)以上、す なわち、17,763.20 ユーロ以上 の十分な生計手段を有している こと。	初回申請:居住国の大使館・領 事館 プロジェクトについての意見 を聞くために 大使館・領事館 は、必ずDIRECCTE (Pôle 3E) に問い合わせなければならない。 更新:フランス国内の居住地の 県庁	なし	該当せず*	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は企業設立者本 人の滞在許可証の有効期 間と同じ。 あらゆる職業活動の実 施。
革新的経済プロジ ェクトの事業主 (スタートアップ)	長期ビザ + 「革新的プロジェクト の事業主 (Porteur d'un projet innovant)」 才能パスポート滞在 許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- その事業主がフランス国土上で 展開しようとする 革新的経済プロ ジェクト が存在していること。 - 公的機関 (国家、地方自治体、公施 設法人、公的資本会社等)により、 そのプロジェクトが認められてい ること。 - 2017年1月1日現在で、フランス の法定最低賃金、すなわち、 17,763.20 ユーロに相当する財源による十分な生計手段を 有していること。	初回申請:居住国の大使館・領 事館 更新:フランス国内の居住地の 県庁	なし	該当せず*	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は事業主本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 あらゆる職業活動の実 施。
パスポートタランの 取得資格がない経 営幹部	滞在許可証に相当する 長期ビザ(VLS-TS)また は「起業家/自由業 (Entrepreneur/ Profession libérale) 一時滞在許可証(CST)	12ヶ月 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- 経済的に実行可能な活動(ビジネス プラン)または既存の企業を含 むものである場合には、この企業 が、2017年1月1日現在でこの経 営幹部にフランスの法定最低賃 金、すなわち、17,763.20 ユーロ 以上の十分な報酬を支払う能力 を有していること。 - 公衆の安全、衛生および平穏を妨 げることのない活動 - その職業の義務事項の順守(免 状、職業経験等) - 有罪宣告または実施禁止措置を 受けていないこと。	初回申請(VLS-TS):居住国の 大使館・領事館。 プロジェクトについての意見 を聞くために 大使館・領事館 は、必ずDIRECCTE (Pôle 3E) に問い合わせなければならない。 更新(CST):フランス国内の居 住地の県庁	フランス到着時: OFIIにて健康診 断。 共和国統合契約 (Contrat d'intégration républicain : CIR)。	該当せず*	個人滞在許可証、あるい は、居住地の OFII に家 族呼び寄せの申請(その 後に県庁に提出)
フランスに居住し ていない経営幹部	シェンゲンビザ 「出張(Voyage d'affaires)短期ビザ」 希望者は往来ビザも取 得可能	180日間中90日まで	会社の法的代表者であること。 国籍によっては、外国人に対して短 期ビザが免除される場合がある。	初回申請:居住国の大使館・領 事館 更新:居住国の大使館・領事館 にて、ビザおよび/または 滞在許可証の新規申 請	なし	該当せず*	個人的に取得したビザ

* 該当せず:申請者は、企業経営者であり、フランスの労働法典に定める「従業員」に該当しません。

フランスの雇用契約を有する従業員

地位/役職	ビザ・滞在許可証	滞在可能期間	適用基準	申請方法	補足的手続き	労働許可	同行家族
高資格労働者	長期ビザ + 「EU ブルーカード」 パスポートタラン 滞在許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- フランスに拠点がある雇用者との 間で無期雇用契約または12ヶ月 以上の有期雇用契約を締結して いること。 - 3年以上の高等教育を証明する 免状または5年間の類似レベルの 職業経験を証明する書類 - 2017年1月1日現在で、命令 (arrêté) によって定められた年 間平均基準総賃金の1.5倍以上、 すなわち、 53,836.50 ユーロ以 上の年間総報酬額を得ているこ と。 他の EU 加盟国で付与された CBE (EU ブルーカード)の所持者 で、その国に18ヶ月以上滞在した 者は、フランス入国後1ヶ月以内に 申請を行うことにより、この滞在許 可証の発行を受けることができる。	初回申請: 申請者の居住国の 大使館・領事館 更新: フランス国内の居住地の 県庁	なし	複数年有効 の「パスポート タラン」滞 在許可証は、 労働許可証 に相当	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は従業員本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 最大有効期間は4年で、 更新可能。 あらゆる職業活動の実 施。
同一企業グル ープ内配転による従業員 (フランスの契 約)	長期ビザ + 「派遣従業員 (salarie en mission)」パスポー トタラン滞在許可証	4年 更新可能 居住者カード取得資格 なし。	- フランスの子会社との間で雇用 契約 - 当該従業員を雇用する企業のグ ループ内での勤続期間が 3ヶ月以 上 - 2017年1月1日現在の年間総報 酬額が、フランスの法定最低賃金 の 1.8倍 以上、すなわち、 31,973.76 ユーロ以上。	初回申請: 申請者の居住国の 大使館・領事館 更新: フランス国内の居住地の 県庁	なし	複数年有効 の「パスポート タラン」滞 在許可証は、 労働許可証 に相当	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は従業員本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 最大有効期間は4年で、 更新可能。 あらゆる職業活動の実 施。
青年学位取得従 業員または新興革 新企業 (JEI) 従業員	長期ビザ + 「青年学位取得者また は新興革新企業従業員」 パスポートタラン滞在 許可証	4年 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	- 2017年1月1日現在の年間総報 酬額が、フランスの年間法定最低 賃金総額の 2倍 以上、すなわ ち、 35,526.40 ユーロ以上。 - フランスに拠点がある雇用者との 間で無期雇用契約または3ヶ月 以上の有期雇用契約、ならびに、 フランスで取得した修士レベルの 免状 - 新興革新企業従業員の場合には、 企業が新興革新企業の資格を有 していなければならない(新興革 新企業は以下のすべての条件を 満たしていなければならない設 立から8年未満の企業、連結従業 員数が250人未満、売上高が 5,000 万ユーロ未満、自然人が 連続的に間接的または直接的に 保有する資本が50%以上で、研 究開発支出の15%以上を實現し ており、企業集中統合の結果によ り生じた企業でないこと)。	初回申請: 申請者の居住国の 大使館・領事館 更新: フランス国内の居住地の 県庁	なし	複数年有効 の「パスポート タラン」滞 在許可証は、 労働許可証 に相当	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は従業員本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 最大有効期間は4年で、 更新可能。 あらゆる職業活動の実 施。
フランスの無期雇 用契約 (CDI) を締 結しており、パス ポートタランの取 得資格のない従 業員	滞在許可証に相当する 長期ビザ (VLS-TS) また は「従業員」一時滞在許 可証 (CST)	12ヶ月 更新可能 5年間の居住後、居住 者カード取得資格を得 る。	入国手続きの一環として、将来の 活動場所の Direccte が定めてい るフランス法のもとでの無期雇用 契約を締結していること。	初回申請 (VLS-TS): 申請者の居住国の大使館・領 事館 更新 (CST): フランス国内の居 住地の県庁	なし	複数年有効 の「パスポート タラン」滞 在許可証は、 労働許可証 に相当	「パスポートタラン - 同行家族」 有効期間は従業員本人の 滞在許可証の有効期間と 同じ。 最大有効期間は4年で、 更新可能。 あらゆる職業活動の実 施。
フランスの有期雇 用契約 (CDD) を締 結しており、才能 パスポートの取得 資格のない従 業員	滞在許可証に相当する 長期ビザ (VLS-TS) また は「臨時労働者」一時滞 在許可証 (CST)	有期雇用契約の期間	入国手続きの一環として、将来の 活動場所の Direccte が定めてい るフランス法のもとでの有期雇用 契約を締結していること。	初回申請 (VLS-TS): 申請者の居住国の大使館・領 事館 更新 (CST): フランス国内の居 住地の県庁	フランス到着時: OFII にて健康診 断 共和国の統合契約 (CIR)	必要。 雇用者が、活 動場所の Direccte の 地方雇用当局 (Unité territoriale) に申請書類 を提出。	個人滞在許可証、あるいは、居住地の OFII に家 族呼び寄せ申請(その後 に、県庁に提出)

出向元との雇用契約が維持される従業員

地位/役職	ビザ・滞在許可証	滞在可能期間	適用基準	申請方法	補足的手続き	労働許可	同行家族
グループ内配転による従業員 (派遣、EU外の企業との間での雇用契約)	長期ビザ + 「企業内派遣ICT」 滞在許可証	3年 更新不可 居住者カード取得資格なし。	- 当該従業員を雇用する企業のグループ内での勤続期間が3ヶ月以上 - フランスで上級幹部または専門家職を遂行するために当該従業員を派遣する元の企業との間で雇用契約を締結していること。フランスの受け入れ企業との間にはいかなる雇用契約もないこと。	初回申請: 申請者の居住国の大使館・領事館 延長: 居住国の大使館・領事館に新たなビザおよび/または滞在許可証申請	フランス到着前: 出身国の社会保障機関に、派遣証明書を申請。 労働監督局 (Inspection du travail) に派遣事前届。	複数年有効の「企業内派遣ICT」滞在許可証は、労働許可証に相当	「企業内派遣ICT - 同行家族」滞在許可証を取得。有効期間は従業員本人の滞在許可証の有効期間と同じ。 最大有効期間は3年で、更新不可。 あらゆる職業活動の実施。
グループ内配転による従業員 (派遣、EU内の企業との間での雇用契約)	長期ビザ + 「企業内異動派遣ICT」 滞在許可証	3年 更新不可 居住者カード取得資格なし。	- 他のEU加盟国が発行する「企業内派遣ICT」滞在許可証 - フランスでの任務と報酬条件を明示した雇用者との間の雇用契約追加協定 - 元の企業および受け入れ企業と同一のグループに所属。 90日未満の任務の場合には、フランスに派遣される従業員の雇用者は、受け入れ事業所の所在する県の長官に、配転計画の事前通知を行う。	初回申請: 申請者の居住国の大使館・領事館 延長: 居住国の大使館・領事館に新たなビザおよび/または滞在許可証申請	フランス到着前: 出身国の社会保障機関に、派遣証明書を申請。 労働監督局 (Inspection du travail) に派遣事前届	複数年有効の「企業内異動派遣ICT」滞在許可証は、労働許可証に相当	「企業内異動派遣ICT - 同行家族」滞在許可証を取得。有効期間は従業員本人の滞在許可証の有効期間と同じ。 最大有効期間は3年で、更新不可。 あらゆる職業活動の実施。
「企業内派遣ICT」の資格がなく、派遣期間が3ヶ月未満の従業員	短期ビザ	6ヶ月毎にシェンゲン圏内に最大90日	派遣前に、外国の会社の従業員であること。 外国の会社のための事業の枠内での、あるいは、フランスに本拠地を置く会社へのサービス提供の枠内での派遣。	初回申請: 免除の場合を除き、申請者の居住国の大使館・領事館 延長: 居住国の大使館・領事館に新たなビザおよび/または滞在許可証申請	フランス到着前: 出身国の社会保障機関に、派遣証明書を申請。 労働監督局 (Inspection du travail) に派遣事前届。 フランス到着時: OFIIにて健康診断。 共和国統合契約 (CIR)。	2016年10月28日付けのデクレにより定められている免除の場合を除き必要。 雇用者が、活動場所の Direccte の地方雇用当局に申請書類を提出する。	個人的にビザを取得
グループ内配転によらない従業員で、「企業内派遣ICT」資格がなく、派遣期間が3ヶ月を超える場合	滞在許可証に相当する「臨時労働者」長期ビザ (VLS-TS)	任務の期間に応じて、3~12ヶ月。 制限条件付きで更新可能。	派遣前に、外国の会社の従業員であること。 外国の会社のための事業の枠内での、あるいは、フランスに本拠地を置く会社へのサービス提供の枠内での派遣。	初回申請 (VLS-TS): 申請者の居住国の大使館・領事館 延長 (CST): フランス国内の居住場所の県庁	フランス到着前: 出身国の社会保障機関に、派遣証明書を申請。 労働監督局 (Inspection du travail) に派遣事前届。 フランス到着時: OFIIにて健康診断。 共和国統合契約 (CIR)。	必要。 雇用者が、活動場所の Direccte の地方雇用当局に申請書類を提出する。	個人滞在許可証または居住場所の OFII に家族呼び寄せ申請 (その後、県庁に提出)

社会保障



在仏外国人は、出身国とフランスとの間に**社会保障協定**が締結されていれば、出身国の社会保障制度に引き続き加入することができます。フランスは、緊密な二ヶ国間協定ネットワークを有しており、企業従業員の異動がしやすい環境を整えています。

協定が存在しない場合、賃金労働活動または非賃金労働活動を実施するためには、フランスの社会保障制度への加入が必要となります。フランスで就労するあらゆる従業員は、その国籍、年齢、契約の種類を問わず**フランスの一般社会保障制度**に加入しなければなりません。経営幹部は、原則として、自営業者社会保険制度 (RSI: Régime Social des Indépendants) に加入します。

フランスの社会保障制度への加入

フランスで就労する外国人従業員には、その国籍および雇用の事業所の場所に関係なく、原則として、フランスの社会保障法が適用されます。

このため、当該従業員およびその家族は、有利なフランスの社会保障システム全体の恩恵を受けることになります。すなわち、下記のものです：

- 疾病、出産、父親育児休暇、廃疾、死亡保険
- 労災、職業病保険
- 退職保険
- 家族手当
- 失業保険

外国人従業員に支払われる給与・諸手当（現物支給、海外赴任手当など）は、その時点の保険料率で、強制加入制度および補足制度の社会保障金庫に納入する社会保険料全体の適用対象となります。

従業員がそれまでに社会保障に加入したことがない場合には、雇用者が、雇用事前届 (DPAE: déclaration préalable à l'embauche) によって居住地の医療保険中央金庫 (CPAM : Caisse Primaire d' Assurance Maladie) に登録申請を行うことにより、社会保障登録の手続きを行います。

「パスポートタラン」滞在許可証の所持者である従業員およびその同行家族については、パリの CPAM が、加入申請およびその書類の管理を担っています。

社会保障への登録後、それぞれの被保険者には、社会保障番号とCarte vitale (カルトヴィタル: 健康保険証) が発行されます。

Carte vitaleは、社会保障機関が医療費を払い戻し、第三者支払いの特典が受けられるようにするために必要な被保険者のすべての情報をまとめた IC カードです。

ただし、賃金労働者であるなしにかかわらず、あらゆる外国人は、任意で、出身国の社会保障制度への納付も継続することに注意する必要があります。

フランスの社会保障制度への加入が免除されるケース

EU、EEA およびスイス出身の外国人は、24ヶ月の期間（一回のみ更新可能）について、いずれかの加盟国に派遣されることができます。この場合、これらの外国人は、その出身国の社会保障制度への納付を継続します。

フランスとの間で**二ヶ国間協定を締結している国出身の従業員（日仏は社会保障協定を結んでいるのでこちらが該当）**も、そのフランス派遣期間の一部または全体について、出身国の社会保障制度に加入し続けることができます。

元の社会保障制度に加入し続けることができる期間は、二ヶ国間協定中で定められています（**数ヶ月から5年まで**）。協定によっては、この最初の派遣期間を更新することができます。

実際には、従業員は、社会保障に関する欧州規則および二ヶ国間協定の適用を受けるために、出身国における加入の証拠を提出しなければなりません。

雇用者は、**その従業員がフランスに到着する前に**、その従業員の**出身国**の連絡機関に問い合わせて、派遣証明書を取得しなければなりません。

最初の派遣期間または延長された派遣期間の終了時点で、派遣従業員は、必ず、フランスの社会保障制度に加入しなければなりません。ただし、これらの従業員は、任意で、出身国の社会保障システムへの加入を継続することもできます。

税制

一定の条件のもと、フランスで就労する外国人従業員は極めて有利な税制の適用を受けることが可能です。



税務上の居住地の決定

税務上の居住地は雇用者や従業員が選択するものではなく、法令または条約の判定基準で決定されます。社会保障制度への登録は、税務上の居住地には影響しません。次のいずれかに該当するときは、**フランスに税務上の居住地がある**とみなされます。

- 本人の恒常的に居住する場所（世帯）、言い換えると本人またはその家族（配偶者と子供）の**常時居住する場所がフランス**である場合
- 二重居住者の場合：**経済的利益および個人的利益の中心がフランスにある**
- これらの利益の中心が決められない場合：**主に居住する場所がフランスにある**（同1年のうち183日以上フランスに居住する）
- 他の判定基準がどれも決定的でない場合（主な居住地がどの国にもない場合）：**本人の国籍がフランスである**
- 二重国籍者、または2国のうちどちらの国籍も持たない場合：**両国の税務当局が双方の合意により決定**

フランスに税務上の居住地を有する者は、フランス源泉であるか外国源泉であるかを問わず、**全所得に対してフランスの税金が課されます**。ただし、国際租税条約や在仏外国人従業員に対する税制などの特別税制の場合については、この限りではありません。

外国源泉の所得が本国でも課税されているときは、租税条約により二重課税が回避されます。フランスは多くの国と租税条約（税額控除制度）を締結しています。

税務上の居住者に対する課税

所得税

フランス居住者の所得には、次のように累進課税方式の税率が適用されます。

2017年税率表

2016年課税所得区分 (家族係数1単位分)	2017年の 所得税率
9,710ユーロ以下	0%
9,711~26,818ユーロ	14%
26,819~71,898ユーロ	30%
71,899~152,260ユーロ	41%
152,261ユーロ以上	45%

給料（税法上の「賃金および給料」）は、社会保障費その他の強制徴収額および必要経費の差引後の金額に課税されます。

税金の計算方法

所得税は、本人と配偶者および扶養家族として申告した子ども合わせ、課税世帯の総所得について算定されます。申告すべき収入は、さまざまな源泉からのもの（給与および賃金要素、定期金、年金、不動産所得など）です。

適用税率は世帯総所得を世帯人数単位（大人1人につき1単位、第1子・第2子は0.5単位、第3子以降は1単位）で割った家族係数を用い、世帯規模に応じて算出されます。

したがって、世帯総所得に適用される実際の税率は、世帯規模に応じたものとなります。所得が一定であれば、世帯内の扶養家族が多いほど、所得税率は低くなります。

また、家事労働サービス費用、一部の家財道具購入費用も所得控除や税額控除の対象となります。

Impôts-gouv.fr のウェブサイトでご自身のシミュレーションを行えます

例えば、扶養する子供が2人で、2016年度の所得が **70,000ユーロ** の夫婦の場合には、純所得に対する税額は **4,742ユーロ** となります。

世帯の所得	70,000 ユーロ
扶養家族	2
世帯人数単位数	3
総所得	63,000 ユーロ
課税純所得	63,000 ユーロ
純所得税	4,742 ユーロ

在仏外国人従業員のための 特別免税制度

この税制は、所得の一部について部分的免税を行い、富裕連帯税 (ISF) の課税条件を緩和することによって、経営幹部および従業員をフランスに誘致することを目的とするものです。

条件

この制度は、以下を条件として、国籍を問わず、主たる活動を行うために来仏する従業員および経営幹部が利用することができます：

- 職務開始に先立つ**5年間**、フランスの税制上の居住者でなかったこと。
- 現在は、税制上のフランスの居住者であること。

特典

この免税措置は、**職務開始の年(2016年7月6日以降でなければなりません)**。それ以前に職務開始した場合には、免税期間は5年間に制限されます。)の**翌年から最大8年間**適用されます。

これらの外国人は、以下のものについて免税を受けることができます：

- フランスでの職務活動に関連して受け取る追加手当、すなわち、雇用契約に定められている額の**外国勤務手当**
- フランス国外での滞在が雇用者の直接の利益のみのために行われたものであることを条件として、**フランス国外出張で行った職務に関する報酬部分**
- **国外出張の移動に対して支払われるさまざまな手当** (調査目的の旅費、旅行会社への支払い、引っ越し費用、交通費、学費など)
- 有価証券および会社持分等の譲渡の際に得た利益について、**投資所得の50%まで**
- フランス国外の資産について**富裕連帯税 (ISF)**
- **外国の社会保障費**

免税総額は、全報酬の50%、または希望に応じて、外国での職務によって発生した所得のうち課税対象となる金額の20% (外国勤務手当を除く) を上限とします。

また、今後は、任務に関連する報酬についても**所得税が免除**されます。**2017年1月1日**以降に支払われた報酬のみが、この追加免税措置の対象となります。

税務上の非居住者に対する課税

税務上の非居住者は、フランス源泉所得にのみ課税されます。

フランス国内で行った仕事に対する報酬は、フランスへの納税義務が発生します。

租税協定での特別の定めのない限り、非居住者に支払われる給料には、41,957ユーロ (2017年現在) を上回る金額のみに

ついて20%を最高税率とする累進税率による源泉徴収が適用されます。

しかし、非居住者の従業員もフランスの納税申告書を税務当局 (フランス非居住者税務課) に提出し、源泉徴収額と本来の課税額に差額があれば納付する必要があります。

二重課税を防ぐため、フランスで源泉徴収がなされると、一般に (税務上の居住国とフランスとが結んだ租税協定の内容に従い) 、その居住国で同額の税控除が受けられます。

さらに、ほとんどの租税条約に短期出張に関する条項が定められています。給与所得については、ある国においての就労による給与は、当該国での滞在日数が183日以内であって、かつ、当該報酬が当該国の居住者ではない雇用者からか、またはこの雇用者に代わって支払われる場合には、当該国において課税されません。

付 録

チェックリスト



- 移民、税制、社会保障に関するフランスの法律、フランス赴任を成功させるための実践的なヒントを得るためウェブサイトwww.welcometofrance.com を参照。
- ウェブサイト www.welcometofrance.com 上で、個別のケースを確認
- 職業活動：
企業グループ内の異動：雇用者および報酬構造の決定



- 居住国の大使館・領事館で長期滞在ビザおよび滞在許可証を申請：有効期限内のパスポートならびに申請に必要な書類を所持していることを確認。
- 家族：長期滞在ビザおよび滞在許可証を申請。
- 適用される税制について調査。
- フランスの教育制度やインターナショナルスクールについての情報収集。
- フランスの住宅について情報収集。



- 職業活動：VLS-TS（パスポートタランおよび企業内派遣ICTを除く）：雇用者が、将来の活動場所の DIRECCTE に労働許可証を申請。
- 社会保障について調査：雇用者が派遣証明書を申請、あるいは、フランスの社会保障制度への加入。



- 職業活動：
企業内派遣ICT：雇用者による派遣事前届。
- 出身国の公的機関に通知（住所変更、税務など）
- 外国からの個人財産持ち込み申告書に記入。



- 滞在許可証を申請（長期滞在ビザ所持者）、あるいは、OFII に届出（VLS-TS 所持者）。
- 配偶者の滞在許可証および子供の往來用書類を取得。
- 職業活動を開始。
- 社会保障制度に登録。
- 子供を学校に登録。
- フランス国内に銀行口座を開設。
- フランスでの自動車運転について情報収集。
- 地域の公共機関に登録。



- 税務：その年に受け取った収入を申告
- VLS-TS の所持者の場合には、滞在期間の延長：VLS-TS の失効前2ヶ月以内に、県庁にて滞在許可証を申請。
- 自動車運転免許証を交換

Welcome TO FRANCE

HELPING YOU TO SETTLE IN

ウェブサイト www.welcometofrance.com では
次のような情報がすべて入手可能です：

- ビザ、滞在許可証、労働許可証
- 税制
- 社会保障
- 日常生活（就学、住宅など）。

サービスを提供



ご質問は、オンラインフォームにて Welcome Office へお問い合わせください。
3営業日以内に返信いたします。



SAVE TIME MOVING
ENJOY LIVING.
WELCOMETOFRANCE.COM



関係機関

Ambassades et consulats français à l'étranger (Ministère de l'Europe et des affaires étrangères - MEAE): フランス大使館、領事館 (ヨーロッパ・外務省 - MEAE)	www.diplomatie.gouv.fr/fr/le-ministere-et-son-reseau/annuaire-et-adresses-du-ministere-de-leurope-et-des-affaires-etrangeres-meae/
Campus France フランス政府留学局 学生のフランスへの受け入れ	www.campusfrance.org/fr/rubrique/preparer-son-sejour
Centre de liaison européen et international des organismes de sécurité sociale (CLEISS) 社会保障欧州国際連絡センター 社会保障関連の規則や国際協定の適用におけるフランス社会保障機関と他諸国の社会保障団体との連絡調整窓口	www.cleiss.fr
Centre de formalités des entreprises (CFE) 企業手続センター 企業設立者が会社の設立、組織変更、廃業に関する届出の手続をひとつの窓口で一括申請できるサービスを提供	www.cfe.urssaf.fr/saisiepl/ www.infogrefe.fr/infogrefe/index.jsp www.guichet-entreprises.fr
Centre national des firmes étrangères (CNFE) 外国企業のための国立センター フランス国内に恒久的施設を持たず、人材を雇用している外国企業のためのセンター	www.urssaf.fr/portail/home/votre-urssaf/urssaf-alsace/centre-national-des-firmes-etran.html
Chambre de commerce et de l'industrie 商工会議所 会社の設立に関する情報(定款サンプル)や法務や税務に関する一般的な情報を提供	www.cci.fr
Choose Paris Région パリ地域誘致センター フランス貿易投資庁-ビジネスフランスとイル・ド・フランス地域圏の公的機関とが共同で創設したイル・ド・フランス地域圏への進出を検討する外国企業(とその従業員)のための窓口	www.chooseparisregion.fr/
Directions régionales des entreprises, de la concurrence, de la consommation, du travail et de l'emploi (DIRECCTE) 企業・競争・消費・雇用・職業開発地域圏総局(労働局) 各DIRECCTE内の 地方雇用当局(unités territoriales) が労働許可証の発行(外国労働局 - Pôle 3E)などを実施	www.direccte.gouv.fr
Direction Générale des Finances publiques (DGFiP) 公共財政総局 税務当局。	www.impots.gouv.fr/portail/international-professionnel/jai-un-projet-dinvestissement-en-france-tax4business@dgfip.finances.gouv.fr
Make our Planet Great Again ウェブサイト「地球を再び偉大に」 気候変動対策のためにフランスでプロジェクトを展開しようとする科学者、研究者および投資家の受け入れを促進	www.makeourplanetgreatagain.fr/about
Ministère de l'Éducation nationale 国民教育省	http://www.education.gouv.fr/
Ministère de l'Enseignement supérieur, de la Recherche et de l'Innovation 高等教育・研究・イノベーション省	http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/
Ministère de l'intérieur 内務省	www.interieur.gouv.fr/
Ministère du Travail 労働省 -- 外国人従業員の雇用手続 -- 各地域圏の雇用局、労働法の実務知識の提供	www.travail-emploi.gouv.fr/ www.sipsi.travail.gouv.fr/
La French Tech フレンチテック	www.lafrenchtech.com/ French tech ticket : www.frenchtechticket.com/ French tech Visa : http://visa.lafrenchtech.com/
Portail de l'administration française フランス省庁ポータルサイト	www.service-public.fr
Office Français de l'Immigration et de l'Intégration (OFII) フランス移民局 合法的な移民の受け入れ。滞在許可証に相当する長期滞在ビザを所持する外国人のための窓口。	www.ofii.fr
Pôle Emploi 雇用局 失業者への職業紹介と失業保険の管理	www.pole-emploi.fr/accueil/
Préfecture de police de Paris パリ警視庁 パリに居留する外国人の滞在許可証の発給および更新	www.prefecture-police-paris.interieur.gouv.fr
Préfectures en régions 地域圏県庁	www.prefectures-regions.gouv.fr/
Retour en France 海外滞在フランス人の帰国に関するポータルサイト	http://retour-en-france.simplicite.fr/
Sécurité Sociale 社会保障局	www.securite.sociale.fr/ www.ameli.fr/
Unions de recouvrement des cotisations de sécurité sociale et d'allocations familiales (URSSAF) 社会保障家族手当保険料徴収連合(社会保険庁) 社会保障費の徴収機関	www.urssaf.fr
Union européenne 欧州連合	www.europa.eu.int

フランス貿易投資庁-ビジネスフランスのネットワーク



EUROPE

AUSTRIA, GERMANY, SWITZERLAND
Didier Boulogne, Director
 Tel.: +49 (0) 211 54 22 67 11
 didier.boulogne@businessfrance.fr

BELGIUM, LUXEMBOURG,
 NETHERLANDS
Frédérique Lefevre, Director
 Tel.: +31 (0)20 662 20 39 /
 +32 2 646 59 40
 frederique.lefevre@businessfrance.fr

ITALY & SOUTHERN EUROPE
Hervé Pottier, Director
 Tel.: +39 02 72 02 25 43
 herve.pottier@businessfrance.fr

POLAND, CENTRAL & EASTERN
 EUROPE
Michel Lodolo, Director
Stéphanie Benoit, Project Director
 Tel.: +48 22 5 29 31 48
 stephanie.benoit@businessfrance.fr

RUSSIA & CIS
Pierric Bonnard, Director
 Tel.: +7 (495) 937 24 19
 pierric.bonnard@businessfrance.fr

NORDIC COUNTRIES
Gilles Debuire, Director
 Tel.: +46 (0)8 45 95 374
 gilles.debuire@businessfrance.fr

SPAIN, PORTUGAL
Géraldine Filippi, Director
 Tel.: +34 91 8377 850
 geraldine.filippi@businessfrance.fr

UNITED KINGDOM, IRELAND
Sébastien Carbon, Director
 Tel.: +44 (0) 20 7024 3672
 sebastien.cabon@businessfrance.fr

ASIA

CHINA, HONG KONG
Florent Mangin, Director
 Tel.: +86 (0) 10 8531 2384
 florent.mangin@businessfrance.fr

INDIA
Thibaut Fabre, Director
Audrey Lucbernet, Project Director
 Tel.: +91 (0) 11 4319 6318
 audrey.lucbernet@businessfrance.fr

JAPAN
Pascal Gondrand, Director
 Tel.: +81 3 5798 6079
 japan@businessfrance.fr

SOUTH KOREA
Jean-Cesar Lammert, Director
 Tel.: +822 564 0419
 jean-cesar.lammert@businessfrance.fr

SINGAPORE & SOUTH-EAST ASIA
Arnaud Leretour, Director
Raffaella Silveti, Project Director
 Tel.: +65 68 80 78 98
 raffaella.silveti@businessfrance.fr

AUSTRALIA
Francois Cotier, Director
 Tel.: +61 (0) 292 879 249
 francois.cotier@businessfrance.fr

TAIWAN
Christophe Legillon, Director
 Tel.: +88 62 27 57 70 11
 christophe.legillon@businessfrance.fr

TURKEY
Pascal Lecamp, Director
 Tel.: +90 212 393 03 03
 pascal.lecamp@businessfrance.fr

MIDDLE EAST

ISRAEL
Gisèle Hivert-Messeca, Director
 Tel.: +972 (0)3 546 65 36
 gisele.hivert-messeca@
 businessfrance.fr

UNITED ARAB EMIRATES
 & MIDDLE EAST
Marc Cagnard, Director
Amine Chaehoi, Project Director
 Tel.: +971 (0) 44 08 49 52
 amine.chaehoi@businessfrance.fr

AFRICA

NORTHERN, WESTERN
 & CENTRAL AFRICA
Stéphane Lecoq, Director
 Tel.: +33 1 40 74 73 01
 stephane.lecoq@businessfrance.fr

SOUTH AFRICA, EASTERN
 & SOUTHERN AFRICA
Axel Baroux, Director
 Tel.: +27 11 303 71 54
 axel.baroux@businessfrance.fr

AMERICAS

CANADA
Patrick Imbert, Director
 Tel.: +1 (416) 849 2182
 patrick.imbert@businessfrance.fr

UNITED STATES
Christophe Grignon, Director
Philippe Parfait, Director (West Coast)
 Tel.: +1 (212) 757 93 40
 philippe.parfait@businessfrance.fr

Nadeschda Musshafen, Project Director (Center & Mid-West)
 Tel.: +1 (312) 628 1054
 nadeschda.musshafen@
 businessfrance.fr

Jean-Pierre Novak, Director (East Coast)
 Tel.: +1 (415) 781 0986
 jean-pierre.novak@businessfrance.fr

BRAZIL & LATIN AMERICA
François Removille, Director
 Tel.: +55 11 30 87 31 21
 francois.removille@businessfrance.fr

MEXICO
Philippe Garcia, Director
 Tel.: +52 (55) 91 71 98 13
 philippe.garcia@businessfrance.fr

ARGENTINA
Marc-Antoine Lopez, Director
 Tel.: +54 (11) 4394 0011
 marc-antoine.lopez@businessfrance.fr

Disclaimer: This document presents the basic rules that apply to international companies locating their business in France. For practical purposes, this document presents a general overview and basic information about international mobility issues to facilitate company decision-making. The information herein is not comprehensive and Business France cannot be held liable for any omissions or errors. Readers are advised to use the services of professional consultants for guidance on individual cases.

The intellectual property rights to this document are protected and belong exclusively to Business France. No part of this document may be reproduced for commercial purposes without the permission of Business France.

Publication Director: Caroline Leboucher, Chief Operating Officer (Investment Division)

Chief Editor: Sandrine Coquelard, Head of Expertise & Investment Attractiveness Team

Lead authors: Laura Jestin, Agnès Lopez, Emma Bonnet

Editorial coordination: External Communication Team (Brand & Image)

English Language Editor: David Williams

Designed and produced by:  — agence@spherepublique.com – Updated July 2017

フランス貿易投資庁 - ビジネスフランス: フランス経済の国際化を促進する政府機関

フランス企業の国際展開と貿易振興、また外国企業のフランス進出を支援します。
フランスの経済国としてのイメージ向上、特に地方や企業の魅力を伝える広報活動を推進し、フランス国際企業インターンシップ・プログラム (V.I.E) の発展も担います。
世界64カ国に在外事務所を構え、1500人のスタッフが、国際的な官民ネットワークのもと活動し、企業へのサービスを提供しています。

CONNECT – FAST-TRACK – SUCCEED
つなげて、加速させ、成功へ導く

詳細はウェブサイトをご参照ください: www.businessfrance.fr

フランス貿易投資庁-ビジネスフランス 日本事務所

在日フランス大使館
〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44
Tel: +81 (0)3 5798 6079
japan@businessfrance.fr
twitter.com/BFrance_Japan